則

正する規則をここに公布する。 議 숲 \mathcal{O} 議 員そ \mathcal{O} 他非 常 勤 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 公務災 害補償等に 関 する条例 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を

成三十一年三月二十九 日

改

埼 玉 県 知 上 田 清 司

埼 玉 |県規則: 第三十三号

部を改正する規則 議会の議員その 他非常 勤 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 公務災害補 償 等 に 関 す る条 例 施 行 規 則 \mathcal{O}

十三年埼玉県規 議 会 \mathcal{O} 議員そ ²则第六号 \mathcal{O} 他非常 勤 \mathcal{O} \mathcal{O} 職 部を 員 \mathcal{O} 次 公 務災害 のように改正する。 補償等に 関 す る 条 例 施行 規 則 (昭 和 兀

第三条に後段 と て次 \mathcal{O} ょ う 加 える。

申出が お 11 負傷 て あつた場合にお 「被災職員 若 < 、は疾病 等 いても、 という。 に か か $\overline{}$ 同 つた職員又は 様とする。 からその災害 死亡 が 公務 L た 又 職 は 員 通勤 \mathcal{O} 遺 族 ょ 次 り 生じ 条第二 た旨 項

四条に 次 0 _ 項を加える。

- に \mathcal{O} 実施機 その旨を通 でな 1 と認定 関 は 知 しなけ したと 前条の きは、 れば 規定による なら 次に掲げ な 報告 る に 事 係 項を記載 る災害が が公 た書面 務 又は に 通 勤 によ り り生 被災職員等 じ た
- 実施 機 関 \mathcal{O} 長の 職 及 び 氏
- 被災職 員 \mathcal{O} 氏
- 三 傷病
- 兀 災害発生年月 日

Ŧī. 公務上の災害又は 通勤に よる災害でな いと認定した 理 由

八条中 「三十万五千円」 を 「三十一万五千円」 に 改 かる。

つ繰 め、 第 り上 同項中 八条第一 第四号を削 項第三号中「リ b, 第 五 号 ハビリテ を第四号 と シ ヨン」 第六号か を「リ ら第十 ハビリ テ 九 号 ま シ で 彐 を一 ン 号ず に 改

第二十七条を第二十八条とし、 第二十六条を第二十七条とし、 第二十五 条 \mathcal{O} 次

次 \mathcal{O} 一条を加える。

げ

(審査の

申立て

 \mathcal{O}

教示

第二十六条 するも 第二 \mathcal{O} とする。 十二条に 実施機関は 定め るところ 条例 又 は に ょ ŋ \mathcal{O} 審 規 則 査 \mathcal{O} 申 基 <u>\</u> づ く補 T を する 償 に ことが 関 す る 通 できる旨を教示 知 をす

式第二号を次 \mathcal{O} よう に改 \otimes る。

公 務 災 害 認 定 通 知 書

	年	月	目
快			
(実施機関の職	・氏名)		
			印
まれたは、業人の業界での仏北豊野の職界の八枚似字建礎な) テ 目目 上	フタ瓜	/ππ ≠ π
あなたは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等			
42年埼玉県条例第51号)の規定に基づき、下記の災害に対	する補1	質を党	けるこ
とができますので、通知します。			
記			
1 被災職員の氏名			
1			
2 認 定 番 号			
3 災害発生年月日 年 月 日			
4 傷 病 名			
工			
教			
この決定に不服がある場合には、決定があつたことを			
ら起算して3か月以内に埼玉県公務災害補償等審査会に	対して	審査訓	青求を
することができます。			

補償の内容

1 あなたが被災職員である場合

(1) 療養補償

ア診察

- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療
- エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 力 移 送

(2) 休業補償

公務上の 通勤による 自傷又は疾病の療養のため勤務することができない場合で給与を 受けないときは、その期間、補償基礎額の $\frac{60}{100}$ に相当する金額の休業補償を受けることができます。

(3) 傷病補償年金

公務上の 通勤による 角傷又は疾病に係る療養の開始後1年6か月を経過した日以後に おいて、条例に定められている程度の障害の状態が継続しているときは、その 期間、その程度に応じて傷病補償年金を受けることができます。

なお、傷病補償年金を受ける場合には、休業補償を受けることができません。

(4) 障害補償

公務上の 通勤による 毎年に応じて年金又は一時金の障害補償を受けることができます。

(5) 障害補償年金前払一時金

年金の障害補償を受けることができる場合は、申出により、障害の程度に応じた額の範囲で選択した障害補償年金前払一時金を受けることができます。

なお、障害補償年金前払一時金を受ける場合には、年金の支給は、一定期間 停止されることになります。

(6) 介護補償

傷病補償年金又は年金の障害補償を受けることができる場合で、規則で定める程度の障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、実際に介護を受けているときは、その期間(病院等に入院している期間を除く。)、介護補償を受けることができます。

2 あなたが被災職員以外の者である場合

(1) 遺族補償

あなたが公務上死亡した職員の遺族であつて、職員の死亡の当時、その収入によつて生計を維持しており、次の①から⑦までに該当する場合は年金の、その他の場合は一時金の遺族補償を受けることができます。ただし、職員の死亡の当時、条例で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、年齢に関係なく年金を受けることができます。

- ① 妻及び60歳以上の夫
- ② 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- ③ 60歳以上の父母
- ④ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- ⑤ 60歳以上の祖父母
- ⑥ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は60歳以上の兄弟姉妹
- ⑦ 55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母又は兄弟姉妹

遺族補償年金を受ける順位は、上記①から⑦までの番号のとおりであり、⑦に掲げる者にあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序となります。遺族補償年金は、上記の順序による最先順位者(遺族補償年金を受ける権利を有する者)に対して支給されます。ただし、⑦に掲げる者は、60歳に達するまでの間は、遺族補償年金の支給が停止されます。

なお、①、③、⑤及び⑥の「60歳以上」とある部分は、下の表の「職員の 死亡した日」の欄の区分に応じて、(ア)の欄に掲げるとおりとなります。

また、⑦の「55歳以上60歳未満」とある部分は、下の表の「職員の死亡 した日」の欄の区分に応じて、(イ)の欄に掲げるとおりとなり、(ウ)の欄に掲 げる年齢に達するまでの間は、遺族補償年金の支給が停止されます。

職員の死亡した日 (ア) (イ) (ウ)

昭和61年9月30日まで	55歳以上		
昭和61年10月1日から	56歳以上	5 5 歳	56歳
昭和62年9月30日まで			
昭和62年10月1日から	57歳以上	55歳以上	5 7歳
昭和63年9月30日まで		57歳未満	
昭和63年10月1日から	56歳以上	55歳以上	58歳
平成元年9月30日まで		58歳未満	
平成元年10月1日から	56歳以上	55歳以上	59歳
平成2年9月30日まで		59歳未満	

(2) 遺族補償年金前払一時金

あなたが、(1)により遺族補償年金を受ける権利を有する場合には、申出により、一定の額の範囲で選択した遺族補償年金前払一時金を受けることができます。

なお、遺族補償年金前払一時金を受ける場合には、遺族補償年金の支給は、 一定期間停止されることになります。

(3) 葬祭補償

あなたが<u>公務</u>上死亡した職員の葬祭を行う者である場合は、通常葬祭に要する費用を考慮して条例施行規則で定める金額の葬祭補償を受けることができます。

(4) 障害補償年金差額一時金

あなたが障害補償年金の受給権者の遺族であつて、死亡した受給権者に支給 された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の合計額が、条例に定める障 害の程度に応じた額に満たないときは、その差額に相当する額の障害補償年金 差額一時金を受けることができます。

(5) 未支給の補償

あなたが補償の受給権者の遺族であつて、死亡した受給権者に支給されるべき補償でまだ支給されなかつた分がある場合は、その未支給分の補償を受けることができます。

3 一部負担金

あなたが通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員である場合は、 一部負担金を納付しなければなりません。

[注意事項]

- 1 あなたは、上記の事由に該当したときは、それぞれの事由に応ずる補償が受けられますので、速やかに請求書を提出してください。ただし、条例の規定により制限を受ける場合もありますので、被災職員の所属機関とよく連絡をとつて、その指示を受けてください。
- 2 補償を受ける権利は、2年間(傷病補償年金、障害補償及び遺族補償については、5年間)行わないときは、時効によつて消滅します。
- 3 実施機関の行う補償の実施について不服がある場合には、条例施行規則に定める手続に従って、埼玉県公務災害補償等審査会に対して審査請求をすることができます。
- 4 その他詳細については、被災職員の所属機関に問い合わせてください。

<u>у</u> に ション」に 改 7 め、 式第二十八号中 に 改め 改め 様式 る。 \mathcal{O} 注意事 同 様 \Box 式 項 3 |休養 \mathcal{O} 注意事 中 「休養」 項 $\overline{\Box}$ 4 又はリ 中 ΓŢ ΓIJ \subseteq 41 \geq \geq て 仄 (, $\overline{\Box}$ $\, \, \subseteq \,$ Ш 1 41 $\overset{\textstyle \checkmark}{}$ Ϋ́ Ш ション」 ~ を を ば Ţ \neg \bigcup ンだリ \geq 41 仄 4 \bigcup 41 11 1

に改める。 様式第二十九号中 「□休養 \subseteq 仄 \subseteq 41 (, 111 (_` を $\overline{\Box}$ \geq 仄 \bigcup 41 Ш 7

に 改める。 様式第三十号 中 □休養、 $\overline{\Box}$ ス 41 (, Ш を $\, \, \subseteq \,$ 仄 \subseteq

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 「施行日」という。 改 正 行 日 一後の第 前 に 支給すべ 八 条の $\overline{}$ き 規 事 以 定 後に 由 は が 生じ 支給 \mathcal{O} す た葬祭補 規 、べき事 則 \mathcal{O} 施 償に 由 行 が \mathcal{O} 生じた葬祭補 9 日 11 以 \mathcal{T} は、 下こ な \mathcal{O} 項及 お 償 従 に 前 2 び 11 次 \mathcal{O} 例 7 項に に ょ 用 お る。 1 て
- 3 祉 事業に お従前 改 正 後の \mathcal{O} 9 例 1 第十八条第 による。 て適用 į _ 項各号 施行 日 前 \mathcal{O} に行うべ 規 定は、 き事 施行 由 日 が 以 後に 生じた福祉 行 うべ 事業に き事 由 0 が 生じ 11 て た福 は
- 4 す ることが る 例 規 則 施 できる。 行 に 規 ょ る改 則に 定 Œ 80 前 る \mathcal{O} 様 議 式 会 12 \mathcal{O} よる用 議 員 そ 紙 \mathcal{O} 他 は 非 当分 常 勤 \mathcal{O} \mathcal{O} 職 間 員 所 \mathcal{O} 要 公 \mathcal{O} 務 災 調整をし 害 補 償 等 て 用 関